



2020年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社 ヤオコー  
代表者名 代表取締役社長 川野 澄人  
(コード番号 8279 東証第一部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 上池 昌伸  
(TEL 049 - 246 - 7000)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月23日開催予定の第63回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり、定款第47条(剰余金の配当等の決定機関)及び第48条(剰余金の配当の基準日)を新設し、変更案と重複する内容について、削除するとともに所要の変更を行います。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
<u>(自己の株式の取得)</u>	(削除)
第6条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	
第7条～第47条 (条文省略)	第6条～第46条 (現行どおり)
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
	第47条 当社は、 <u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(期末配当金)</u> 第 48 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による余剰金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p><u>(中間配当金)</u> 第 49 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p><u>(配当金の除斥期間等)</u> 第 50 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第 48 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(配当金の除斥期間等)</u> 第 49 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2 未払いの配当金には利息をつけない。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020 年 6 月 23 日（予定）
定款変更の効力発生日	2020 年 6 月 23 日（予定）

以 上